

事務連絡  
平成21年2月6日

核燃料物質輸送関係者 各位

原子力安全・保安院核燃料管理規制課長 花木 出  
国土交通省海事局検査測度課長 森 雅人

放射性物質等の輸送安全の一層の向上について（注意喚起）

平素より、放射性輸送物等の輸送に係る安全確保について御尽力及び御協力いただきありがとうございます。

放射性物質等の輸送にあつては、船舶安全法（昭和8年法律第11号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく関係法令等に一定の技術基準を定めているところです。

今般、日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬入された低レベル放射性廃棄物の輸送容器の蓋のボルトが十分締め付けられていなかった不具合事案を確認しました。詳細原因は現在調査中ですが、輸送物の作成にあつての作業が決められた手順どおりに行われなかった可能性があります。

今後、輸送物の作成にあつて、蓋の取り付けを含めて所要の作業が手順どおり実施されていることの確認を十分していただくようお願いいたします。